

大口町告示第6号

令和5年度大口町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月1日

大口町長 鈴木雅博

令和5年度大口町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給
事務実施要綱の一部を改正する要綱

令和5年度大口町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱（令和5年大口町告示第110号）の一部を次のように改正する。

第15条を第16条とし、第5条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（こども加算）

第5条 町長は、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合は、児童1人あたり5万円を前条の額に加算する。

第3条第1項及び第2項に掲げる支給要件を満たす世帯の世帯主	18歳に達する日以後最初の3月31日まで（平成17年4月2日生まれ以降）に出生し、基準日において、支給対象者と生計を同一としている児童（ただし、住民票を移していない措置入所等児童は除く。）
-------------------------------	--

2 前項の規定にかかわらず、申請により、基準日以降に出生し、支給対象者と生計を同一としている児童または、支給対象者とは、別世帯であるが、支給対象者と生計を同一としているものと認められる児童は、支給要件を満たすものとする。
第7条第1項中「(住民税非課税世帯分)」を削る。

第8条第1項中「本要綱に規定する給付金（令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した給付金に限る）の支給を受けた世帯であって、令和5年6月1日から基準日までに当該世帯に転入した者がいない世帯等、」を「令和5年度大口町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱（令和5年大口町告示第110号）に規定する大口町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給を受けた世帯であって、」に改め、「令和5年6月1日から基準日までに当該世帯に転入した者がいない世帯等、」を削る。

第9条第1項中「第6条」を「第7条」に改める。

第11条中「第6条」を「第7条」に改める。

第13条第1項中「第9条」を「第10条」に、「第6条」を「第7条」に改め、
同条第2項中「第10条」を「第11条」に改める。

別記中「第5条」を「第6条」に改める。

様式第1中「第6条」を「第7条」に改める。

様式第2を次のように改める。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)

支給市区町村(※令和5年12月1日時点の市区町村)
大口町長 様



2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男 女	年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

氏名	性別	個人番号 生年月日	令和5年1月1日 時点の住所及び基準日時 点の申請者との同居の有無	異なる場合は、令和5年1月1日時点の 住所(上段)、基準日時点の住所 (下段※別居のみ)をそれぞれ記載	令和5年度 住民税課税状況及び こども加算※の有無
(申請者)	本人		<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
		明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告 <input type="checkbox"/> こども加算あり
		明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		
		明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告 <input type="checkbox"/> こども加算あり
		明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		
		明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告 <input type="checkbox"/> こども加算あり
		明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		
申請・請求額	重点支援給付金 70,000円	こども加算 50,000円 × 人	合計		円

※申請者と基準日において、同一世帯となっている18歳(平成17年4月2日以降出生)以下の児童が対象です。
※基準日(令和5年12月1日)以降に出生し、現在、扶養している児童がいましたら空欄に直接、記入してください。

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。) ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード	1 普通 2 当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き表上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。			

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、長寿ふくし課(電話 0587-94-0051)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(し)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(以下「重点支援給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。
- ※ 重点支援給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
- ① ア 世帯の全員が、令和5年度住民税非課税である。
イ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に他市区町村において、低所得世帯(住民税非課税世帯等)向け給付金(1世帯あたり3万円を目安とする給付金は除く)の支給を受けた世帯または当該給付金の支給を受けた者を含む世帯ではありません。
- ④ 重点支援給付金の支給要件の該当性を審査等するため、大口町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、大口町において支給決定をした後は、重点支援給付金の請求書として取り扱います。
- ⑦ 大口町が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年4月30日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、重点支援給付金が支給されないことに同意します。
- ⑧ 重点支援給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や重点支援給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、重点支援給付金を返還します。
- ⑨ こども加算を申請した児童を全員扶養しています。

(該当する世帯のみ)世帯全員が、住民税が課せられている親族等の扶養を受けている方は、確認後にチェック欄()にしを入れてください。

提出書類

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金申請書(請求書)**
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- (「**現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる**」欄が「**異なる**」に該当する方全員分)
令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『**令和5年度住民税非課税証明書**』の写し(コピー)
- 申立書**
(令和5年12月1日以降に出生した児童や申請・請求者と別世帯ではあるが、当該児童を扶養している方のみ)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名

様式第3中「第7条」を「第8条」に改める。

様式第4を次のように改める。

様式第4(第8条関係)

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給口座登録等の届出書

価格高騰重点支援給付金 支給市区町村
大口町長 様



1. 届出者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2. 新規振込先指定口座(原則、1.の届出者(世帯主)本人名義の口座に限る。)

指定の金融機関口座への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認して下さい)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (五桁までお書き下さい。)	口座名義(フリガナのみ) ※「1.届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせて下さい。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.連協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

ゆうちょ銀行	通帳記号 (4桁目がある場合は※欄にご記入下さい)	通帳番号 ※右詰めでご記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	※		

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

大口町が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年4月30日までに、大口町が届出者に連絡・確認できない場合に、価格高騰重点支援給付金が支給されないことに同意します。

提出書類

『電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給口座登録等の届出書』(本書)

※必要事項をご記入ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 (※「2.新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。)

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

『届出者本人確認書類の写し(コピー)』

※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の令和5年度大口町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱の規定は、施行の日以後の申請に対して適用し、この要綱の施行の前日に提出された申請等に対する支給は、なお従前の例による。

令和5年度大口町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給実施要綱の一部改正新旧
対照表

新	旧		
(こども加算)			
<p>第5条 町長は、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合は、児童1人あたり5万円を前条の額に加算する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> <p>第3条第1項及び第2項に掲げる支給要件を満たす世帯の世帯主</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>18歳に達する日以後最初の3月31日まで(平成17年4月2日生まれ以降)に出生し、基準日において、支給対象者と生計を同一としている児童(ただし、住民票を移していない措置入所等児童は除く。)</p> </td> </tr> </table>	<p>第3条第1項及び第2項に掲げる支給要件を満たす世帯の世帯主</p>	<p>18歳に達する日以後最初の3月31日まで(平成17年4月2日生まれ以降)に出生し、基準日において、支給対象者と生計を同一としている児童(ただし、住民票を移していない措置入所等児童は除く。)</p>	
<p>第3条第1項及び第2項に掲げる支給要件を満たす世帯の世帯主</p>	<p>18歳に達する日以後最初の3月31日まで(平成17年4月2日生まれ以降)に出生し、基準日において、支給対象者と生計を同一としている児童(ただし、住民票を移していない措置入所等児童は除く。)</p>		
<p>2 前項の規定にかかわらず、申請により、基準日以降に出生し、支給対象者と生計を同一としている児童または、支給対象者とは、別世帯であるが、支給対象者と生計を同一としているものと認められる児童は、支給要件を満たすものとする。</p> <p>(受給権者)</p>			
<p>第6条 略</p> <p>(支給の方式)</p>	<p>第5条 略</p> <p>(支給の方式)</p>		
<p>第7条</p> <p>価格高騰重点支援給付金の支給を受けようとする者は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給要件確認書(様式第1。以下「確認書」という。)の提出、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金申請書(請求書)(様式第2。以下「申請書」という。)による申請により行う。</p>	<p>第6条</p> <p>価格高騰重点支援給付金の支給を受けようとする者は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給要件確認書(様式第1。以下「確認書」という。)の提出、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯分)申請書(請求書)(様式第2。以下「申請書」という。)による申請により行う。</p>		
<p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(支給の申込み)</p>	<p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(支給の申込み)</p>		
<p>第8条 町長は、前条の規定に関わらず、令和</p>	<p>第7条 町長は、前条の規定に関わらず、本要</p>		

新	旧
<p>5年度大口町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱（令和5年大口町告示第110号）に規定する大口町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給を受けた世帯であって、第3条第1項及び第2項に掲げる支給要件を満たすことを確認できる世帯に対し、価格高騰重点支援給付金の支給の申込みを行う。</p> <p>（代理による申請）</p> <p>第9条 申請者に代わり、代理人として第7条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、次の各号に掲げる者に限る。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>（申請期限）</p> <p>第10条 略</p> <p>（支給の決定）</p> <p>第11条 町長は、第7条の規定により確認書又は申請書（以下「確認書等」という。）を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し価格高騰重点支援給付金を支給する。</p> <p>（価格高騰重点支援給付金の支給等に関する周知等）</p> <p>第12条 略</p> <p>（申請が行われなかった場合等の取り扱い）</p> <p>第13条</p> <p>町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第10条第2項の確認書等の申請期限までに第7条の規定による確認書の提出又は申請が行われなかった場合、支給対象者が価格高騰重点支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。</p> <p>2 町長が第11条の規定による支給決定を行った</p>	<p>綱に規定する給付金（令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した給付金に限る）の支給を受けた世帯であって、令和5年6月1日から基準日まで当該世帯に転入した者がいない世帯等、第3条第1項及び第2項に掲げる支給要件を満たすことを確認できる世帯に対し、価格高騰重点支援給付金の支給の申込みを行う。</p> <p>（代理による申請）</p> <p>第8条 申請者に代わり、代理人として第6条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、次の各号に掲げる者に限る。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>（申請期限）</p> <p>第9条 略</p> <p>（支給の決定）</p> <p>第10条 町長は、第6条の規定により確認書又は申請書（以下「確認書等」という。）を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し価格高騰重点支援給付金を支給する。</p> <p>（価格高騰重点支援給付金の支給等に関する周知等）</p> <p>第11条 略</p> <p>（申請が行われなかった場合等の取り扱い）</p> <p>第12条</p> <p>町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9条第2項の確認書等の申請期限までに第6条の規定による確認書の提出又は申請が行われなかった場合、支給対象者が価格高騰重点支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。</p> <p>2 町長が第10条の規定による支給決定を行った</p>

新	旧
<p>後、確認書等の不備による振込不能等があり、本町が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。</p> <p>(不当利得の返還)</p> <p>第<u>14</u>条 略</p> <p>(受給権の譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第<u>15</u>条 略</p> <p>(その他必要事項)</p> <p>第<u>16</u>条 略</p> <p>別記 (第<u>6</u>条関係)</p> <p>様式第1 (第<u>7</u>条関係) 略</p> <p>様式第2 (第<u>7</u>条関係)</p> <p>【別記】</p> <p>様式第3 (第<u>8</u>条関係) 略</p> <p>様式第4 (第<u>8</u>条関係)</p> <p>【別記】</p>	<p>後、確認書等の不備による振込不能等があり、本町が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。</p> <p>(不当利得の返還)</p> <p>第<u>13</u>条 略</p> <p>(受給権の譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第<u>14</u>条 略</p> <p>(その他必要事項)</p> <p>第<u>15</u>条 略</p> <p>別記 (第<u>5</u>条関係)</p> <p>様式第1 (第<u>6</u>条関係) 略</p> <p>様式第2 (第<u>6</u>条関係)</p> <p>【別記】</p> <p>様式第3 (第<u>7</u>条関係) 略</p> <p>様式第4 (第<u>7</u>条関係)</p> <p>【別記】</p>

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)

支給市区町村(※令和5年12月1日時点の市区町村)

大口町長

様

市区町村
受付印

2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

Table with 4 columns: (フリガナ)氏名, 性別, 生年月日, 現住所. Includes fields for name, gender (male/female), birth date, and address/phone number.

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

Table for household members with columns for name, sex, birth date, residence status, and tax status. Includes a summary row for application amount, support payment (70,000 yen), and child addition (50,000 yen x number of children).

※申請者と基準日において、同一世帯となっている18歳(平成17年4月2日以降出生)以下の児童が対象です。
※基準日(令和5年12月1日)以降に出生し、現在、扶養している児童がいましたら空欄に直接、記入してください。

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。) ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

Table for receiving account details including financial institution name, branch name, account type, and account number.

Table for ゆうちょ銀行 (ゆうちょ銀行) with fields for account number and branch code.

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、長寿ふくし課(電話0587-94-0051)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(以下「重点支援給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。
※ 重点支援給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
ア 世帯の全員が、令和5年度住民税非課税である。
イ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ① 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
 - ② 既に他市区町村において、低所得世帯(住民税非課税世帯等)向け給付金(1世帯あたり3万円を目安とする給付金は除く)の支給を受けた世帯または当該給付金の支給を受けた者を含む世帯ではありません。
 - ③ 重点支援給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、大口町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
 - ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
 - ⑤ この申請書は、大口町において支給決定をした後は、重点支援給付金の請求書として取り扱います。
 - ⑥ 大口町が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年4月30日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、重点支援給付金が支給されないことに同意します。
 - ⑦ 重点支援給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や重点支援給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、重点支援給付金を返還します。
 - ⑧ こども加算を申請した児童を全員扶養しています。

(該当する世帯のみ)世帯全員が、住民税が課せられている親族等の扶養を受けている方は、確認後にチェック欄(□)にレを入れてください。

提出書類

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金申請書(請求書)**
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の**運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)**をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ **通帳やキャッシュカードの写し(コピー)**など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- (「**現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる**」欄が「**異なる**」に該当する方全員分)
令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『**令和5年度住民税非課税証明書**』の写し(コピー)
- 申立書**
(令和5年12月1日以降に出生した児童や申請・請求者と別世帯ではあるが、当該児童を扶養している方のみ)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給口座登録等の届出書

価格高騰重点支援給付金 支給市区町村
大口町長 様



1. 届出者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2. 新規振込先指定口座(原則、1. の届出者(世帯主)本人名義の口座に限る。)

指定の金融機関口座への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認して下さい)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書き下さい。)	口座名義(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1. 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせて下さい。
金融機関コード	支店コード			

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

ゆうちょ銀行	通帳記号 (※科目がある場合は※欄にご記入下さい)	通帳番号 (※右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) (※通帳の表記に合わせて下さい)
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開きを上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	※		

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

大口町が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年4月30日までに、大口町が届出者に連絡・確認できない場合に、価格高騰重点支援給付金が支給されないことに同意します。

提出書類

『電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給口座登録等の届出書』(本書)

※必要事項をご記入ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「2. 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。)

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

『届出者本人確認書類の写し(コピー)』

※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。